

南方資源科學研究所海南島實驗所畧圖  
 (建坪約七九坪)

縮尺貳百分之一

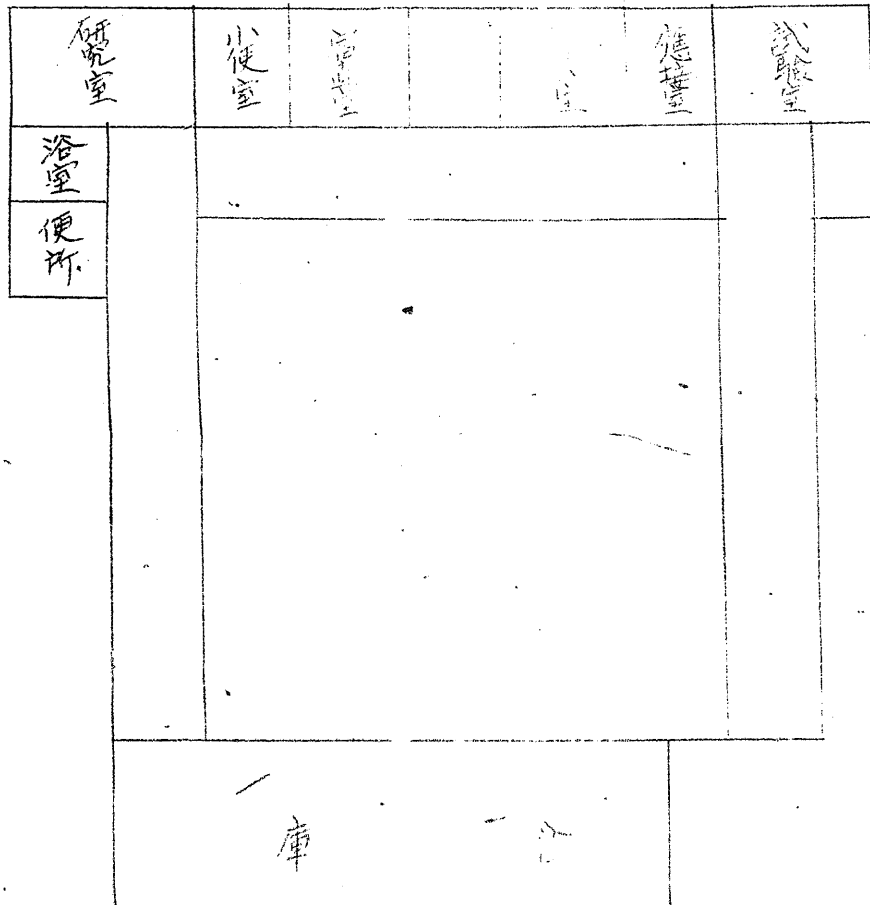
說明

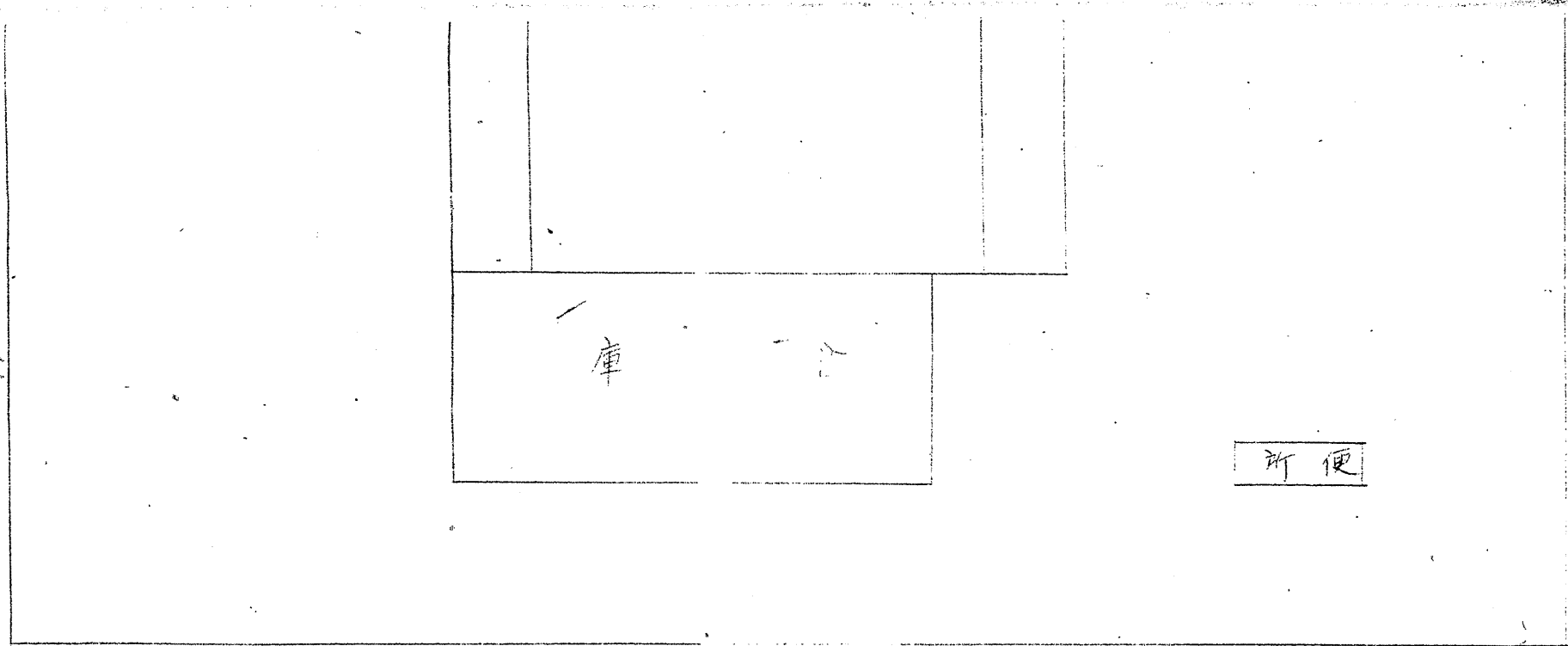
臺灣總督府ハ明治四十二年四月化整部及衛生部ヲ有スル  
 研究所ヲ設ケリ大正十年八月ニ中央研究所ヲ設ケニ農業部  
 林業部工業部及衛生部ハ四部ヲ包含スルトナレリ  
 昭和十四年四月ニ中央研究所ヲ解体シ農業部試驗所  
 林業試驗所及工業研究所ハ各々獨立シ熱帯醫學  
 研究所ハ臺北帝國大學ニ附置サル事ニナレリ  
 熱帯醫學研究所ハ本所ヲ臺北市幸町一番地ニ置キ  
 臺北州七星郡士林街福德律字中仔脚九五番地ニ  
 士林支所 臺南市塩埕町一番地ニ臺南支所及  
 臺中州廳内ニ臺中支所ニ設置セリ

熱帯醫學研究所士林支所

本所ニ熱帯病學科、熱帯衛生學科、化整學科、  
 細菌血清學科、厚生醫學科及庶務課、五科  
 一課ヲ設ケ士林支所ハ細菌學的預防治療及其他  
 研究調査又ハ試驗結果ニ依リ物料製造及配付  
 ニ關スル事務ヲ掌ル  
 臺中、臺南、兩支所ニ於テハ醫事及衛生用藥台、  
 試驗檢定及封緘ニ關スル事務ヲ掌ル  
 臺北本所及臺南支所及士林支所、設計見取圖  
 別紙ノ通リニテ臺中支所ハ臺中州廳舎、一部ヲ  
 借受使用スルニシテ設計見取圖ハ省略セリ

熱帶醫學研究所附屬





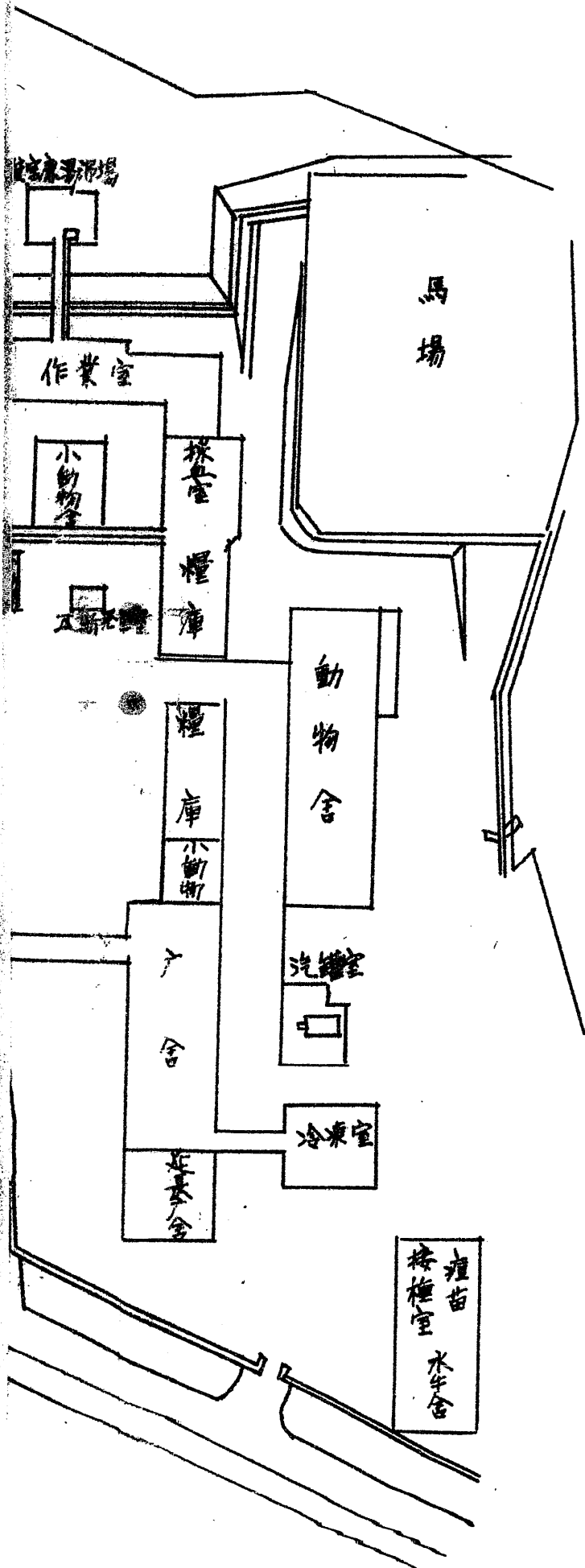
宛所出南支所配置圖

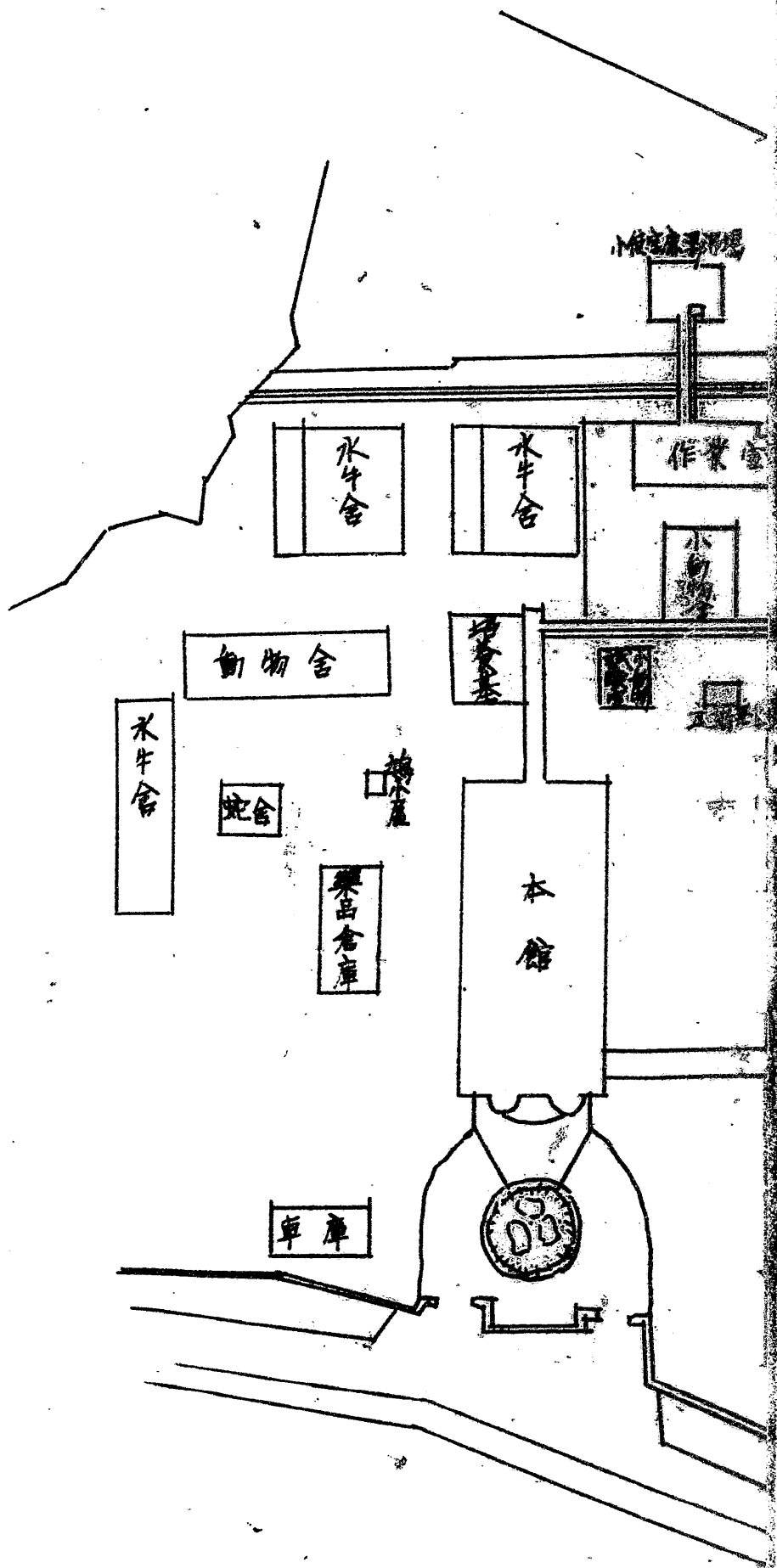
0250  $\frac{1}{2}$

0250  $\frac{2}{2}$

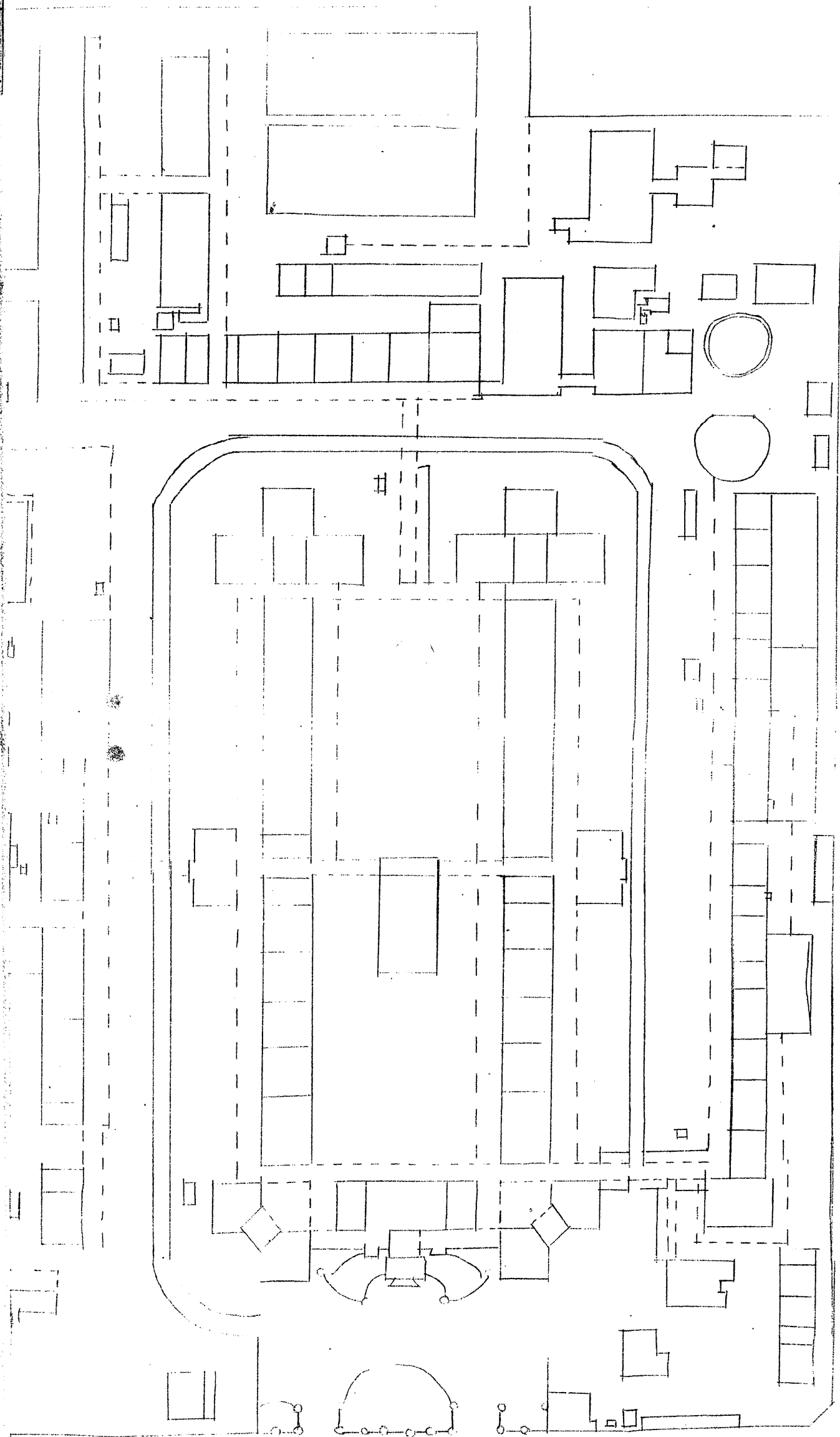
# 執業區研究會研究所士林支所配置圖

縮尺六百分之一





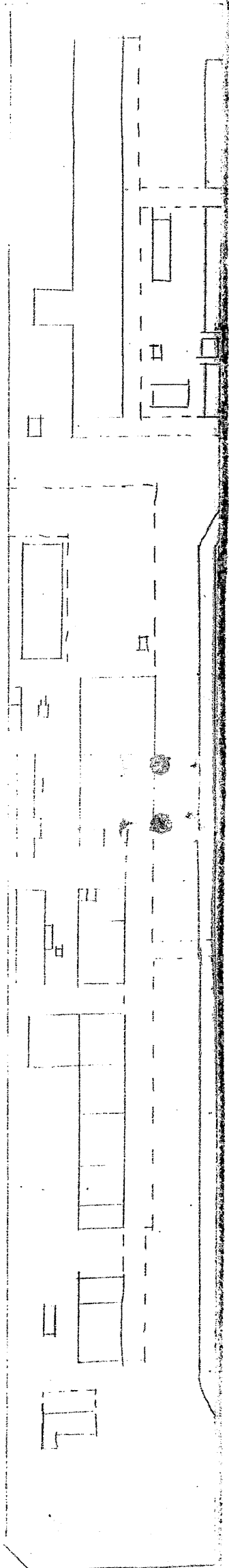
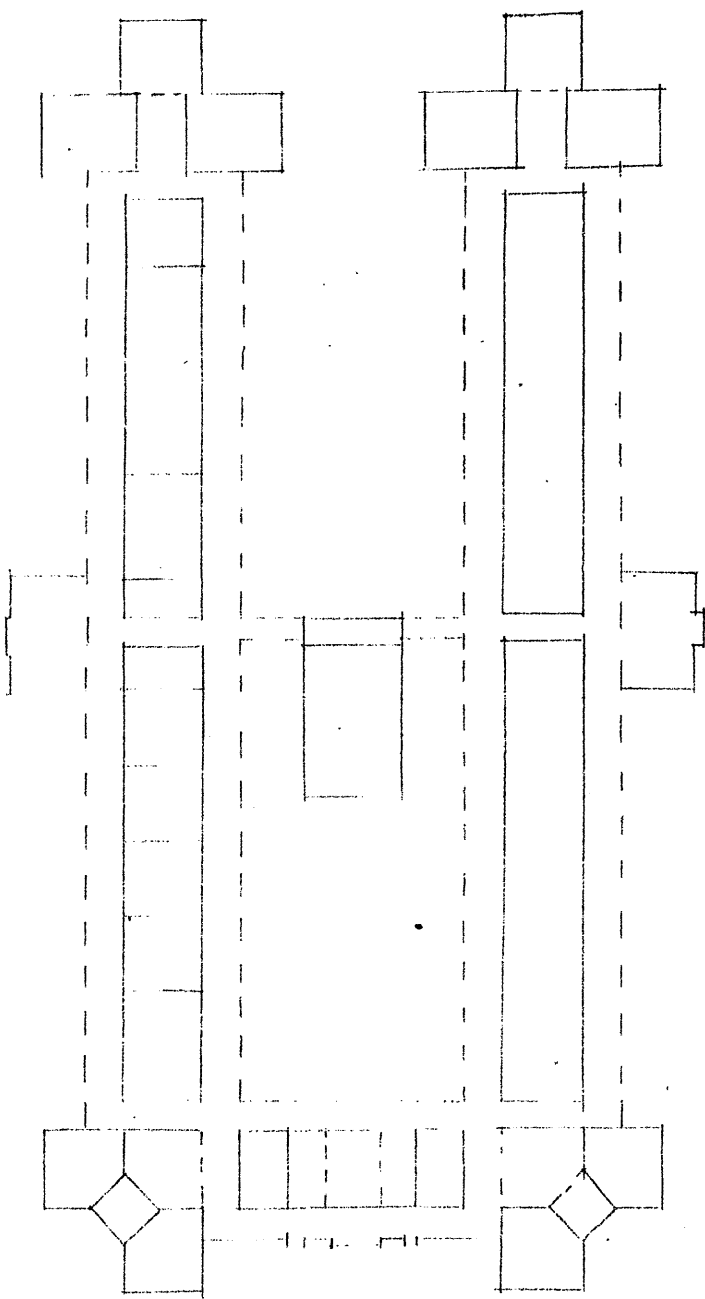
第一卷 100-1



熱帶醫學研究所本部配置圖

縮尺六百分之一

A-1001-2 第1卷



0252  $\frac{2}{2}$



4

4.

沖繩



電信寫

A-1-0-0-1-2

年 月 日	件 名
昭二一、三二〇	元奄美守美隊高田利貞少將筆「奄美群島の戦後 処理に就て（昭二一、三一八）」中の関係文書
昭二一、四一九	沖縄縣行政措置方針に関する件

二二二二 受信一八四七 譯了二〇〇八 電二三一一〇  
 石垣 女  
 總務局長、高醫參謀長 報 報 近 渡 總務部長  
 第二三一、一二〇番通  
 十二月一四〇〇米貴物給一隻入港  
 四四四 島米函海軍政府代表者「チエース」少佐以下二千二名來  
 島村一連同ニ涉リ民政狀願視察ノ隊定  
 終戦、内務、外務

外務省



沖第八號

昭和二十一年四月四日

沖繩縣知事代理

内務部長 北

榮造

内務大臣三土忠造殿

領土内沖繩縣行政措置方針ニ関スル件

領土内沖繩縣行政措置方針ハ昭和二十年九月二十日附御通牒ノ趣旨ニ基キ措置シ来リタル處ニ、後當時豫想外ノ外地引揚者及ビ復員軍人等ノ激増ト沖繩縣ヨリノ引揚者ノ長期化ハ地元府縣ノ困窮化ト相俟ツテ種々好シカラサル問題ヲ惹起シヤリテ今後ノ情勢相當憂慮スベキモ、アルマニ恩料セラレ候條左記ニ関シ可然御措置ノ上何令、御指示相煩度此段及上申候

記

一送還ノ促進

三月十八日ニ齊登錄ニ基ク歸還希望者ノ早期送還ニ付聯合軍最高司令部ニ対シ極力懇請セラレテ之ヲ促進ヲ期セラレ度シ而シテ右ニ対スル確実ナル回答ヲ求メ之ヲ中心トシテ今後ノ方針ヲ確定御指示セラレ度シ

ニ懸案及対策事項等ノ方針

送還ヲ懇請セラレ本年内ニ送還可能ナラバ縣行政ヲシテ線ニ割テ様措置セラルハ勿論ナルガ尚長期ニ修リ歸還不可能ナラバ別紙解決事項等ニ付テハ本年度中ノ限度トシテ速カニ之ヲ解決スルノ方途ヲ強カニ講ズルト共ニ亦歸還登錄ヲ為シテ日時ヲ徒消レシムアルモ、相當アルマ、觀アル引揚者等ニハ此際尚一層自力更生ノ念ヲ高揚セシメ夫々自活セシムル方策ヲ果敢ニ實施シ一日モ速クニ政府ノ援護ヲ停止スル措置ニ出スル必要有之故ニ右ニ対スル別紙対策

事項等ニシテ一定ノ方針ヲ樹立御指示相願度シ

三領土内沖繩縣行政機構

沖繩本島ノ閉鎖セラルル限リ如上ノ如ク沖繩縣問題ハ今  
後愈々困難性ト深刻性ヲ累増スルハ必然ナルヲ以テ懸  
案及対策事項ニ付方針ヲ御明示相成ルト共ニ之ヲ実施  
スル行政機構ニ付テハ慎重ナル御措置相願シ御指示セ  
ラレ度シ

懸案或ハ對策方針樹立ヲ要スル事項

領土内各省官公吏ノ身分ニ関スル事項

- 一 領土内ニアル現職各省官公吏ノ身分ニ付テハ傭和條約ニヨリ  
沖繩縣ノ歸屬分明シタル場合ハ本人ノ希望ヲ徴シ特別措  
置ヲ講ズルコト
- 二 軍ヨリ復員シタル者及ビ沖繩ヨリ歸還シタル官公吏ニ付テハ  
原則トシテ現職ニ復歸セシムルコト
- 現職復歸ノ餘地ナキ多人数ナル沖繩縣等ニ奉職セル官  
公吏殊ニ數百名ニ及ブ教職員ニ付テハ新年度ヨリ今次行  
政整理ニ準ズル退職金ヲ支給シ退職セシムルコト右退職者  
ニ對シテハ政府ハ優先的ニ就職斡旋ノ方途ヲ講ズルコト

領土内へ引揚中ノ各省官公吏等ノ家族ノ援護ニ関スル事項

一、在沖繩縣内官公吏ノ家族ニシテ領土内ニ引揚中ノモノ、内恩給法ニヨル受給権利者ニ対シテハ本人ノ俸給諸給與ヲ基準トスル相當金額ヲ毎月支給スルコト

二、前項ノ給與期間長期ニ涉リ之ヲ減額又ハ停止スル場合ハ右ニ相當スル厚生給與金ヲ前項ニ準ジテ支給スルコト

三、公的民間團體中資力アルモノニ付テハ沖繩縣監督ノ下ニ右ニ準マル措置ヲ講ゼシムルコト



沖繩縣殉職職員ノ確認ニ處遇ニ関スル事項

一 知事以下縣職員ノ殉職確認ハ高等官ニアリテハ沖繩縣知事代理ノ内申ニ基キ内務大臣之ヲ確認スルコト 其ノ他ノ官公吏ニ付テハ夫々ノ情報ニ基キ沖繩縣知事代理之ヲ確認シ内務大臣ニ報告スルコト

殉職年月日詳カナラザルモ並ニ生死不明者ノ殉職年月日ハ軍人戦死者ノ例ニヨルコト

二 殉職職員ニ付テハ叙位叙勲昇給ノ途ヲ請ジ殉職給與金並ニ弔慰金ノ支給ヲナスコト 殉職給與金並ニ弔慰金支給ニ付テハ殉職事情及ビ物價事情ニ鑑ミ特ニ内規ヲ設ケ高等官ニアリテハ知事代理ヨリノ内申ニ基キ内務大臣之ヲ決定シ其ノ他ノ官公吏ニ付テハ知事代理之ヲ決定シ内務大臣ニ報告スルコト

殉職確認ニ至ル迄ニ受領セル俸給ノ他ノ諸給與ハ之ヲ返納スルヲ要セザルコトニ付特例ヲ設ケルコト

三 殉職職員ノ葬祭ハ内務省若ハ縣主催ヲ以テナスコト

葬祭ハ知事以下ノ合同慰靈祭ヲ考慮スルコト

四 恩給受給權者ノ遺家族ニ付テハ速ニ其ノ請求ノ手續ヲナスコト

遺児ノ育英寡婦ノ援護ニ付テハ生存者引揚家族ノ待遇ニ照應シ特別ノ措置ヲ講ズルコト

附記

一 内務省以外ノ各省関係官公吏ニ付テハ所屬長官ニ於テ夫々右ニ準ジ措置スルコト

二 民間死亡者ニ付テモ確實ナル情報アルモノハ右手續ニ準ジ知事代理ヲレテ之ヲ確認セシムルコト

沖繩縣公有(準公有)財産ニ関スル事項

縣市町村各省官衛等ノ公有財産(主トシテ建物保険金)及  
ニ農業會地木社食糧營團等ノ準公有財産ニシテ領土  
内ニアル財産ノ管理處分等ニ付テハ假稱沖繩縣公有財産  
管理委員會ヲ設ケシテ議ヲ經ルコトニヨリ之ガ關係者及一  
般引揚民ノ援護ニ充當スル途ヲ講マルコト

備考

本件ニ付テハ聯合軍最高司令部ノ意嚮ヲ懇請スル必要  
アルヤニ思料セラル

軍ニ協力ニヨル縣民戰死者處遇及ヒ合上者ノ領土内  
引揚家族ノ特別援護ニ関スル事項

復員廳ト協議ニヨリ軍行動ニヨル縣民戰死者處遇  
方法ヲ決定シ右家族ノ領土内引揚者ニ対シ特別援護  
措置ヲ講マルコト

引揚者、各種保險金等、物質的損害補償ニ関スル事項

各種保險金支拂ニ付テハ現在縣ニ之ガ特別連絡幹旋部ヲ設  
ケ遺憾ナキヲ期シツ、アルモ被保險者不明ナル人及物、保險金ニ  
付テハ之ガ受領利用ニツキ沖繩縣ニ一元的ニ管理權ヲ與ヘ右  
保險金ヲ以テ引揚民、一般的援護或ハ生業助成資金タラシ  
ム特別措置ヲ講ズルコト  
ソ、他補償コ受ケラル物質的損害ニツキテモ右ニ準ズル措置ヲ  
講ズルコト

引揚民、自力更生対策ニ関スル事項

日本々土内、永住諸対策ヲ概ネ左ニヨリ実施シ速ニ地元縣  
ニ同化セシメ生業ニヨリ獨立シ生活ヲ營マシムコトヲ要ス

一集團的歸農

目下微温的ニ着手シツ、アル本件ニ付テハ既設國有土地  
建物ヲ利用スルコトニヨリ宮崎縣ヲ主トシ九州各縣内ニ大  
助成ニヨル集團的歸農ニ関スル綜合的諸対策ヲ講ジ一  
面生活ヲ安定セシメ一面食糧増産ニ邁進セシムルコト  
ニ各種授産授職施設

目下同胞援護會縣支部ニテ實施中、縣民、特殊技術  
ル渡業家庭副業大工等、授産施設ハ之ヲ全面的ニ一層  
強力ニ推進シ自治、方途トスルヲ要スルト共ニ多數、復  
軍人等ニ就職幹旋施設ヲ講ズルコト

老幼者援護ニ関スル事項

一 引揚學童及育英対策

引揚學童ニ付テハ文部省ニ於テ計畫中ノ対策ヲ一元的

ニ速カニ実施スルコト

二 孤子寡婦等生活困窮者対策

物價ノ激騰ト地元民漸次輕薄化ノ傾向ハ一層困窮者

ヲ増加セシメツ、アリ可働能力ナキ之等ニ對シテハ特別ノ厚生

対策ヲ講ズルコト

ソ、他ニ関スル事項

一 各種調査

聯合軍最高司令官ニ懇請スルコトニヨリ現地ノ資料ヲ

求メ之ニ基キ解決ヲ爲シ得ルモノハ速カニ解決スルコト

二 權利義務ノ得喪

一 定期日等ニヨリ得喪スル權利義務ニ付テハ交通杜絶ノ

実情ニ鑑ミ特別措置スルコト

三 戶籍解決ト縣民ノ精神指導

轉籍ノ簡易取扱ヒヲ爲シ身分ヲ確定スルト共ニ郷里喪失

ノ精神的動搖ニ對シ特別ナル指導対策ヲ樹ツルコト

5

5

權

太

54

0269

(5) 樺太	年 月 日	昭 二 〇 九 一 三
名	件	樺太の情況問合せの件 樺太、千島連絡航路に関する件

外務省

省 及 受 付 日 月 合 議 局 號 及 受 送

第 第 第 第 第 第 第 第

號 號 號 號 號 號 號 號  
送 受 送 受 送 受 送 受 送 受 送 受

月 月 月 月 月 月 月 月

日 日 日 日 日 日 日 日

702

起 案

昭 和 十 年 九 月 三 日 局 受 第 號 月 日 局 送 月 日

決 行 日 文 書 課 施 行 九 月 三 日

主 査

管 理 局 長 為

木 臣

次 官

木 書 郎 長

電 報 案 ( 警 備 略 辨 )

局 次 長 官

北 海 道 方 總 監 宛

管 理 局 第 七 三 號 樺 太 情 況 二 關 之 件

規 格 135 5750

0271



日	月	第
第	第	第
號	號	號
送	受	送
月	月	月
日	日	日

客月未以來全ク報告ニ接シアラ

ザルモ北鮮ニ於テソ鮮軍ノ進駐ニ伴

ルマセアセラツリ五ワオセウチサセ六

地方高官ヲ抑留セル等ノ状況ニ

或ハ樺太ニ於テモ同様ノ情況ニ

アルヤモ知レズ憂慮ニ堪ヘザルニ付

何等カノ方法ニ依リ島内暗況ヲ察

1750

0272

知<sup>チル</sup>得<sup>シ</sup>バ<sup>ハ</sup>至<sup>シ</sup>急<sup>ク</sup>御<sup>ゴ</sup>報<sup>ホウ</sup>告<sup>コウ</sup>相<sup>サウ</sup>成<sup>セイ</sup>度<sup>ト</sup>

大日本帝國政府

(折上り國定規格B5二八×三五七紙)

A100 1-2

昭和二〇一〇一〇一〇一 平 札幌 九月十三日 三〇〇發 連  
本省 十三日 一八三〇着

重光外務大臣

北海道地方總監

(至急、親展)

(樺太、千島連絡航路ニ關スル件)

千泊航路ノ運航ニ關シテハ現地解決ノ方途ナシ  
諸般ノ連絡復員者ノ輸送等ニ甚シク支障ヲ來シツツアルヲ以テ復ニ  
中央ニ於テ強力ニ御折衝願度シ(了)

降休

A-1-0-0-1-2

終戦前後  
に於ける  
樺太千島方面陸軍部隊の消息

昭和二十一年十二月月中旬

外務省

本報告は第五方面軍参謀田熊利三郎氏  
(前北海道世話課長)を中心とする数名の参謀による  
作成したものである。

目次

第一章 概況

一 対蘇作戦の開始から我が各部隊の武装解除迄  
二 武装解除後の行動

第二章 対蘇作戦の経緯

第一節 樺太に於ける戦況

第一款 古毛北方國境附近の戦斗

第二款 気毛附近残留部隊の戦斗

第三款 安別方面の戦況

第四款 恵須取方面の戦況

第五款 真岡方面の戦況

第六款 対蘇作戦実施間における 余の主要部隊の動靜

第七款 第八八師団の実施した停戦交渉

外務省

第二節 北千島の戦況

第三節 中及南千島各兵団の武装解除

第三章 武装解除後に於ける各兵団部隊の行動

第一節 樺太部隊の行動

第一款 上敷香方面集結部隊の状況

第二款 豊原方面集結部隊の状況

第二節 千島各部隊の行動

第一款 北千島部隊の状況

第二款 中千島部隊の状況

第三款 南千島部隊の状況

附圖

才一 対蘇作戦開始前に於ける88Dの態勢

才二 対蘇作戦開始前後に於ける古毛附近の我が配備

才三 作戦當時に於ける内惠道路沿線要図

才四 真岡附近戦斗に關する要図

才五 対蘇作戦開始前に於ける91Dの態勢

才六 八月九日に於ける占守島戦の概見図

才七 終戦時に於ける91Dの態勢

才八 終戦時に於ける91Dの態勢

外務省

榎太及び北千島方面に於ける北東方面旧陸軍部隊の状況は終戦前後このかた同方面との交通通信が杜絶してしまつた為如何に佳つても只ボクを訪れる脱出者のもたうす断片情報によるの止むを得ない実情であつた。

然るに本十二月上旬の間に幸いにも該地からの復員者一船が函館に入港し而も主要な部隊の重要な幹部が比較的多数交つて居たので畧々真相に近いものを把握する事が出来た。

本冊は各復員官署に於ける執務上の参考資料の爲右の要点を記述することにした。

尚本冊記述の内容は左の各官から聴取したものである  
八八師団司令部附(参謀業務) 吉松 大尉  
歩一二五 第二大隊長 液辺 少佐  
全 第三 小笠原 少佐

外務省

- 榎太 惠須取方面指揮官 吉野 少佐
- 歩二五 第三大隊長 藤田 大尉
- 歩三五 第三大隊長 塩澤 大尉
- 山砲八八 第一中隊長 八木 大尉
- 工八八 聯隊長 東島 少佐
- 上敷香陸軍病院庶務主任 工藤 衛生大尉
- 全 診察主任 竹内 軍医大尉
- 落合憲兵分隊長 外山 憲兵少尉
- 以上 榎太関係者
- 独歩二八三 大隊長 竹下 少佐
- 全 二八八 大隊長 橋口 少佐
- 独戦才二中隊(戦士)中隊長 小隊長 宮崎 准尉
- 九一師 高射砲隊才四中隊長 竹内 大尉

以上 北千島関係者

はしはし

独混三九旅团第三大隊附

藤本 大尉

以上 中ノ島 岡 係者

八九师团司令部附

梁谷 少佐

八九师团軍医部之員

新谷 軍醫 大尉

外務省



第一章

概況 (附四才乃至才八)

参照

一 対蘇作戰の開始から我が各部隊の武装解除まで  
 対蘇作戰の幕は先づ樺太国境古屯北方地区から切つて落さ  
 れた即ちハ蘇軍は昨昭和二十年八月九日未明から隠密裡に  
 国境線と越えたものゝ如く同日朝から我が向地視察部隊  
 国境警察又は前進阻止の各部隊等は逐次に撤収するの  
 止むなきの状況となり十三日迄も古屯北方の各陣地は腹背  
 より相当地なる蘇軍部隊の攻撃を受ける所となり善く戦ひを  
 續けたが十七日夕停戦の嚴命に接し翌十八日涙をのんで  
 同戰場に於て武装を解除せられた  
 此の頃十二日には西海岸国境線附近の安別に一部ハ蘇軍の  
 上陸を見次いで十三日惠須取附近に有力なるハ蘇軍と  
 迎へて同地附近の部隊は難戦を續け内路方面に逐次後退の  
 途次八月二十四日内惠道路(内路—惠須取道の通稱)上に  
 於て武装解除せらるゝに至つた

外務省

之より先八月二十日朝真岡附近にハ蘇軍の一兵団上陸するあり  
 同地附近にあつた我が部隊は終戦の大詔拜受後のこととて  
 最初から穩便に事を知せんといふた種々の手違ひから遂に  
 血戦を交ふるの止むなき実情に立ち到り真岡から其の東方  
 熊笹峠の山経に至る間の地区で互に干戈相見ゆること三日  
 二十日夜遂に停戦二十三日遂に留多加川上附近に於て  
 武装解除せられた  
 其の他の在樺各部隊も八月下旬中には夫々其の所在地附近  
 に於て武器を抛棄した  
 左の如く樺太に於ける戦は航て千島方面にも飛火するに  
 至り八月十八日未明ハ蘇軍の一部は北千島占守島北端に  
 上陸し我が守備部隊は自衛戦中夷施の觀念の下に之と  
 戦ふこと一日同夜方面軍の嚴命により停戦 幌筵地区  
 に於ては二十三日 磐城附近にて又占守地区に於ては翌二十三  
 日 三好野飛行場以南の地区に於て夫々武装を解いた

右に引續き、他の在千島各部隊も左の様、に武装解除せら  
れた。即ち

在松輪島独立混成第四十一聯隊は八月二十五日蘇軍進駐  
翌二十六日武装解除

在得撫島独立混成第九旅団は八月二十九日蘇軍進駐  
即日武装解除

在擇捉島第九十九師団主力は八月二十八日蘇軍進駐翌  
二十九日解除

尚色丹島には九月一日國後島には翌二日、蘇軍が進駐  
した。武装解除の日次については今の所明でない

二、武装解除後の行動

武装解除後樺太に於ては北部にあつた古屯、気屯、惠須取  
及び内路方面の各部隊は、八月中下旬、上敷香日本軍兵營  
に收容され、直ちに約一〇〇名、各單位の作業大隊四個に改編  
九月中旬、其中三ヶ大隊は北樺太へ輸送された後一ヶ大隊

外務省

は更にシベリア方面へ転送された。他の二ヶ大隊の大部は今次  
還送された。又上敷香附近に残つた一大隊の大部は今  
現在も樺太に残留して居る

南部樺太の各部隊は大部分、原及び大泊周辺の地区  
に集結せしめられ、九月中下旬、次から大泊及真岡から約一万三千  
の將兵がシベリア方面へ輸送せられた。

右に依れば、現在、在樺部隊中依然樺太に残留するもの  
は、今次復員將兵と見做さる。時は約六七〇〇名と推定  
される。但し、實際は其の半數にも充たないものと思はれる

北千島方面にあつては、占守地区は三好野附近、幌筈  
地区は磐城附近に收容せられ、諸作業中、九月中旬、次  
から本年七月下旬頃までの間に、遂に大部分はシベリアへ  
一部はカキヤカへ輸送され、現在依然残留して居る  
ものは若干の患者を合して千名弱と思はれる

中千島方面にあつては、得撫島部隊に於て十月四日

約二〇〇名出帆 中約六七百名と大泊に上陸せしめ他は  
シリア方面へ転送された外不明であり又松輪島に  
ついては皆目不明であるが、成岡に依れば同島は本年  
一芙蓉山が爆発した為現在には全員他へ転移せられた  
様である

南千島に於ては主力は昨年九月末迄に一部は本年  
六月頃シリア方面へ転移せしめられ現在に約一〇〇名  
を残りのみである 其の他色丹國後方面については  
詳細不明であるが断片情報によれば昨年中に大部分  
は他へ転移されたとの事である

外務省

第二章 対蘇作戦の経緯

第一節 樺太に於ける戦況

第一款 古毛北方國境附近の戦斗

一 一般状況 対國才一及び才ニ参照

一 八月九日の戦況

米側放送によつて此の自午前五時 蘇聯が対日宣戦布告を  
發したのを知つた第八師團長は午前七時 師團參謀長と  
して氣毛以北 駐屯の歩兵才百二十五聯隊に對して予定の  
如く國境防衛の態勢を整へる旨を伝へさせた  
予て古毛附近に駐屯中の同聯隊才二大隊主力は直ちに行  
動午前九時 予定の如く八方山附近陣地の配備を完了  
した之に續いて午前九時乃至九時三十分間には日丸  
高地及一宇監視哨附近の向地 視察隊は蘇側から二發  
の砲撃を受けると共に附近の電話線も切断せられた  
聯隊長は泉部附近に作業中の第一大隊主力及び